

民泊ビジネスの法的留意点

— 施行間近の民泊新法に備え、民泊ビジネスに乗り遅れないために知っておくべき法的留意点を解説します！ —

● 日 時 ● 2018年 1月 25日 (木) 9:30~12:30

● 会 場 ● 企業研究会 セミナールーム (東京・麹町)

解 説 柴野 相雄 氏 TMI 総合法律事務所 弁護士

【略歴】2002年弁護士登録、TMI 総合法律事務所勤務。2010年米国ワシントン大学ロースクール(知的財産法コース)卒業、同年サンフランシスコのモルガン・ルイス&バックアス法律事務所勤務。2011年 TMI 総合法律事務所復帰。2014年パートナー就任 2016年慶應義塾大学法科大学院非常勤教員就任(知的財産法務ワークショップ・プログラム)。知的財産法、Eコマース関連法、情報の保護に関する法分野を専門としており、IT、インターネット、広告、メディア、エンタテインメントビジネスに関する裁判、仲裁および法律相談を多く扱う。近時の主な著書、論文として、「AIを活用したIoTビジネスの法的視点と課題について」「会社法務A2Z」(第一法規 2017年4月)、「企業のためのサーバーセキュリティの法律実務」(商事法務 2016年11月)、「フロー&チェック 企業法務コンプライアンスの手引」(新日本法規 2016年9月)、「個人情報管理ハンドブック(第3版)」(商事法務、2016年8月)「M&Aを成功に導く知的財産デューデリジェンスの実務(第3版)」(中央経済社 2016年5月)、「ジュリスト増刊 実務に効く 企業犯罪とコンプライアンス 判例精選」(有斐閣 2016年5月 第6章 23「個人情報保護」執筆)、「IT・インターネットの法律相談」(青林書院 2016年1月)等がある

解 説 波多江 崇 氏 TMI 総合法律事務所 弁護士

【略歴】2006年弁護士登録、TMI 総合法律事務所勤務。2014年米国ペンシルバニア大学ロースクール卒業、同年サンフランシスコのモルガン・ルイス&バックアス法律事務所勤務。CIPP/US(Certified Information Privacy Professional)、情報ネットワーク法学会。訴訟・紛争解決・交渉全般、IT関連法、知財、プライバシー(個人情報保護法)、AI・ロボット法等テクノロジーと法・政策、一般企業法務等を取り扱っている。近時の主な著書等として、「ICT実務のためのインターネット政策論の基礎知識~テクノロジー・ユーザー・ビジネスにより進化し続けるネットワーク~」(勁草書房 2017年)、「特集 人工知能の未来と企業法務」(会社法務 A2Z)等がある。

解 説 菅野 邑斗 氏 TMI 総合法律事務所 弁護士

【略歴】2015年弁護士登録、TMI 総合法律事務所勤務。民泊・カーシェアリング等のいわゆるシェアリングエコノミー案件のほか、倒産処理、IT、一般企業法務等を多く扱う。近時の主な論文として、「ライドシェア、カーシェアをめぐる最近の議論—安全性の確保を中心として」(ビジネス法務 2017年9月)、「民泊サービスの現状」(TMI Associates Newsletter Vol.30)、「シェアリングエコノミーにおけるプラットフォームの私法上の責任」(同前)、「シェアリングエコノミー普及に伴う兼業・副業規制の展望」(TMI Associates Newsletter Vol.32)等がある。

◆ 開催にあたって

2020年に開催予定の東京オリンピックに向け、そして地方創生の切り札として、近時、民泊ビジネスに関するニュースが替を賑わしております。政府は、旅館やホテルに関して従来から存在している旅館業法とは別の法制度として、住宅宿泊事業法(いわゆる民泊新法)を制定し、民泊新法は、平成29年6月16日に公布、公布から1年以内に施行(現在のところ、平成30年6月15日を想定)される予定となっております。

このような民泊新法施行前にもかかわらず、民泊ビジネスは、既に待たなしの様相を呈し、宿泊・旅行業界、観光業界、不動産業界のみならず、警備その他のサービス業界、保険業界、人材派遣業界、さらには人工知能を用いたプラットフォームなどのIT業界など、様々な業界のステークホルダーを巻き込んだ一大産業へと発展し、異業種業界からの関心も集めております。

そこで本セミナーでは、業界を問わず、民泊ビジネスに興味をお持ちの企業様やこれから何らかのかたちで参入をご検討されている企業様向けに、民泊ビジネスと周辺・関連ビジネスをご紹介しますと共に、それに関するトラブル事例の紹介、そして、これらに関する法規制と将来の法的対応方法について、解説したいと思います。

《詳細は裏面をご覧ください》

● 受講料 ● 1名 (税込み、資料代込)

| | | |
|-----|---------|--------------|
| 正会員 | 15,120円 | 本体価格 14,000円 |
| 一般 | 19,440円 | 本体価格 18,000円 |

● 申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あて FAX または E-mail にてお送りください。後日(開催日1週間~10日前までに)、受講票・請求書をお送り致します。

● 会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより【TOP】→【公開セミナー】→【よくあるご質問】をご参照下さい。

● 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、ご了承下さい。

● 申込書を FAX でご送信頂く場合、FAX 番号を間違えないようご注意ください。当会のホームページ(<https://www.bri.or.jp>)からもお申込みいただけます。

* お申込み後のキャンセルは、原則としてお引き受けいたしかねますので、お申込者が出席できない場合、代理の方のご出席をお願いします。

一般社団法人 企業研究会 第2研究事業G

担当：宇田川 E-mail: udagawa@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

TEL 03-5215-3550 FAX 03-5215-0951

| | | | |
|------------------|------|--------------|----|
| 172964-0403 | | 2018.1.25(木) | |
| 申込書 民泊ビジネスの法的留意点 | | | |
| 会社名 | | | |
| 住所 | 〒 | | |
| TEL | FAX | | |
| ご氏名 | フリガナ | 所属 | 役職 |
| Eメール | | | |
| ご氏名 | フリガナ | 所属 | 役職 |
| Eメール | | | |

民泊ビジネスの法的留意点

— 施行間近の民泊新法に備え、民泊ビジネスに乗り遅れないために知っておくべき法的留意点を解説します！ —

9:30

1 民泊ビジネスの概要

- (1) 民泊とは。旅館、ホテルとは何が違うか。
- (2) 民泊に伴う各種ビジネス

2 民泊ビジネスのステークホルダー

- (1) 住宅宿泊事業者
- (2) 住宅宿泊管理業者
- (3) 住宅宿泊仲介業者

3 民泊ビジネスと関連ビジネス

4 民泊ビジネスとトラブル

- (1) 既存のトラブル
 - ・ マンション住民、隣人間トラブル（ごみ・騒音）
- (2) 予想されるトラブル
 - ・ 民泊マンションの可否
 - ・ PFが仲介業者に該当するか。
 - ・ マンション管理規約の改正
 - ・ 苦情対応窓口の問題
 - ・ 従業員の副業問題
 - ・ 民泊施設を悪用した犯罪行為

5 民泊ビジネスと法規制

- (1) 住宅宿泊事業法
- (2) 警備業法
- (3) 保険業法
- (4) IT 関連諸法
- (5) 各自治体の条例の動き
- (6) その他

6 質疑応答・個別質問

12:30